

第4章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

先に示した「基本理念」、「基本方針」を踏まえ、本市の緑に関する将来像（将来イメージ）から展開される、より具体的な取り組みの方向として、「基本方針」ごとに緑地の保全及び緑化の推進のための施策を示します。

これらの施策を実行するための個々の事業・制度などは、施策を実行する段階で地域の状況や適性などを踏まえて検討します。

□ 基本方針 1

1. 豊かな緑をまもる【緑の保全】

【基本施策】

① 森林、市街地近郊林の保全と活用

【推進施策】

□ 地域制緑地の保全及び新規指定の検討

- 本市の樹林地では、保安林や自然公園法に基づく自然公園区域など、関連法令に基づき、それらの開発を厳しく抑える規制が広範囲にわたってなされています。今後も、これらの指定を継続することにより、量的な保全を図るとともに、こうした地域制緑地の適切な管理の推進により、緑の保全を図ります。
- 本市に点在している「三隅町室谷の棚田」や「石見畳ヶ浦」、「石見海浜公園」、「城山公園」などは、市や地域にとって極めて貴重な環境資源であり、それらが所在する土地の周辺も含め、良好な形で後世に伝えられるよう保全します。
- 本市では、代々にわたり市民が大切に守り育ててきた古木、巨樹、樹林を後世に引き継ぐべき市民共通の財産として保存することを目的とし、「浜田市名木保存条例」を制定し、「名木」として指定しています。今後も、これらの指定を継続するとともに、管理や支援のあり方を検討します。
- 関係部局と連携し、現行法令による適正な管理と保全を図っていくとともに、必要に応じて、都市計画法による「風致地区」や都市緑地法による「特別緑地保全地区」など、新たな法令の制定・活用についても検討を進めます。



家古屋山と周辺の樹林地



浜田城跡



浜田市名木の例（田代神社の大杉）

【法令制度の例】**□ 風致地区**

風致地区は、都市の風致（樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観）を維持するため、都市計画法により定められる地区。

風致地区内では、都市の風致を維持するために一定の行為を行う場合はあらかじめ許可が必要となる。

□ 特別緑地保全地区

都市計画区域内の緑地で、下記のいずれかの項目に該当する土地については、緑地保全地域又は特別緑地保全地区を定め、一定の土地利用との調和を図りながら保全していくことができる。

- ・ 無秩序な市街地化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの
- ・ 地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの
- ・ 神社、寺院などの建造物、遺跡などと一体となって、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて伝統的又は文化的意義を有するもの

【推進施策】**□ 開発行為における緑の保全の指導強化**

- ・ 開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいいます。本市では、都市計画区域内では 3,000 m²以上、都市計画区域外では 10,000 m²以上のこうした行為については、都市計画法に基づく開発許可制度に基づき指導を行っています。今後も、こうした開発の事前協議にあたっては、水面や良好な樹林及び表土の保全、公園緑地の配置、造成地や道路などの施設の緑化などを適切に指導していきます。
- ・ 総合振興計画及び都市計画マスタープラン、環境基本計画、などの上位関連計画における施策などとの整合を図りつつ、森林の保全・活用と土地利用の調和・共存を目指して、豊かな森林の開発を抑制するとともに、森林が有する水源かん養や土砂災害防止、美しい風景などの公益的機能が維持・向上するよう努めます。
- ・ さらに「景観計画」に基づき、歴史的・文化的街並み景観と合わせて大きな役割を果たしている緑の保全と充実に努めます。

【基本施策】

② 農地の保全と活用

【推進施策】

□ 市民農園などの設置支援

- ・食や環境などへの意識の高まりから家庭菜園などに関するニーズの高まりに合わせて、既存の市民農園や児童農園において適切な管理や情報発信に取り組みます。
- ・市民農園における景観作物の育成など、地権者や地域住民との連携を図りながら、田園空間の魅力と機能向上に努めます。
- ・社会的問題となっている耕作放棄地の増加にともない、そうした農地を市民農園として活用することで農地・緑としての質を保全できるよう、相談や調整業務、情報発信などに取り組みます。



市民農園

【推進施策】

□ 農地転用の抑制と耕作放棄地の活用促進

- ・農業生産の場を確保するとともに、市内の生物多様性を保全するため、総合振興計画及び都市計画マスタープランなどの上位関連計画にある施策などとの整合を図りつつ、良好な農地の保全・活用と土地利用の調和・共存による農地転用の抑制に努めます。
- ・耕作放棄地の再生利用を担う受け手へ支援や新規就農者の参入支援を継続するなど、農業施策の展開による耕作放棄地の活用を促進します。
- ・耕作放棄地における、農業体験学習の開催や休耕田を活用したレンゲやヒマワリなどの景観作物の栽培などによる、イベントや風景づくりに努めます。



良好な農地（三隅町室谷）



(再生前) 雑草が生い茂っていた畑



(再生後) 農地がよみがえり、サツマイモがなる

耕作放棄地の集約・活用促進の例（浜田・久代地区）

【取組みの例】

□ 多様な担い手による耕作放棄地の活用促進の取組み（浜田・久代地区）

本市では平成22年から、農家の高齢化などで耕作されなくなった耕作放棄地を集約し、農業生産法人が栽培に取り組んでいます。

久代地区は過去、ブドウ栽培が盛んな地域でしたが、高齢化などで、耕作放棄地となっていました。

市ではこの耕作放棄地の解消に向けて地元説明会を開催するとともに、複数の地権者から農地利用の委任を取り付け、全国各地で大規模栽培を展開する「農業生産法人」との連携を始めました。

こうした取組により、雑草が生い茂っていた畑には、青々としたサツマイモの葉が色鮮やかに広がり、果樹栽培が盛んだった往時のような光景が復活しました。

【推進施策】

□ 都市農業振興基本法による保全

- ・都市農業振興基本法（平成27年）に基づき、都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針と政府が講ずべき施策の計画が示されました。
- ・これは、従来の都市農地を「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」へと、その位置づけを転換し、計画的に農地を保全することや、多様な担い手確保として、新規就農を含め意欲ある農業者のほか、都市農業と連携する食品関連事業者、都市住民のニーズをとらえたビジネスを展開できる企業等を対象とした新たな取組みを進めていく上での指針となるものです。
- ・今後は、本市でも本法に基づく「地方計画」の策定の必要性など、望ましい都市農業の保全に向けた取組みを関係部署間の連携の下、検討を進めます。

【法令制度の例】

□ 都市農業振興基本法（平成27年法律第14号）

- ・都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針、都市農業の振興に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等について定める計画です。

・「都市農業振興基本計画」のポイント

① 都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針

(1)都市農業の担い手の確保、(2)都市農業の用に供する土地の確保、(3)農業振興施策の本格展開

② 都市農業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1)農産物を供給する機能の向上並びに担い手の育成及び確保、(2)防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能の発揮、(3)税制上の措置、(4)農産物の地元での消費の促進

③ 都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

同法において都道府県及び市町村が定めるよう努めることとされている「地方計画」の策定に向け、国からの積極的な働きかけや必要な情報の提供などの適切な支援等を行う。

□ 基本方針 2

2. 緑の拠点をつくる・活かす【緑の創出・活用】

【基本施策】

① 都市公園などの充実・整備

【推進施策】

□ 身近な公園の防災拠点機能の強化

- ・地域の貴重なオープンスペースである公園において、大規模災害時の延焼防止や避難経路の確保、輻射熱の遮断効果に資する緑の充実など、既存公園の機能に求められるそれぞれの役割等を踏まえながら、防災機能の強化・向上に努めます。
- ・将来の地域住民の憩いの場として、また、防災機能やレクリエーション機能の充実した公園となるよう、市街地開発や宅地開発などの土地利用を考慮しながら適切に配置します。
- ・防災拠点、避難地及び避難路としての役割は公園等だけが受け持つものではなく、防災関連施設、学校教育施設、道路、河川等と役割分担するものとし、非常時においてそれらと連携して運用できるよう総合的な検討を進めます。



防災公園としての機能強化の推進イメージ
(国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 資料より)

【参考】 求められる防災公園としての機能と役割

防災機能	求められる主な役割	該当する公園種別	該当する浜州市の公園
広域防災拠点	大震火災等の災害が発生した場合において、主として救護救援活動、復旧・復興活動等の諸活動を行うための拠点となる都市公園	広域公園等	石見海浜公園
地域防災拠点	大震火災等の災害が発生した場合において、主として救護救援活動の前線基地及び、救援物資輸送の中継基地となる都市公園	総合公園 運動公園	東公園 三隅中央公園 旭公園 三隅公園
広域避難地	大震火災等の災害が発生した場合において、主として周辺地域からの避難者を収容し、市街地大火からの避難者の生命を保護する場所となる都市公園		
一時避難地	大震火災等の災害が発生した場合において、主として近隣の住民の緊急避難の場、広域避難地へ至る避難中継地等となる都市公園	近隣公園 地区公園	宝幢寺山公園 ゆうひ公園 田の浦公園
身近な防災活動拠点	主として身近な防災活動の拠点となる都市公園	街区公園	どうどう公園 他 24公園

【推進施策】

□ 歩いて行ける身近な住区基幹公園の計画的な配置

- 「街区公園」、「近隣公園」、「地区公園」など「住区基幹公園」は、「歩いて行ける身近に利用できる公園・緑地」として、快適な生活環境の形成やコミュニティの醸成、健康づくり、良好な都市景観の形成、災害時の一時避難など、日常生活における多様な役割を担う公園です。

種類	種別	内容	浜田市の公園
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。	どうどう公園 他 24公園
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。	宝幢寺山公園 ゆうひ公園
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。 都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。	田の浦公園

- 本市では、現在30ヶ所、約26haの「住区基幹公園」を整備しています。市民が平等に利用できる配置となっていくことが理想ですが、特に、市街地内（用途地域内）における配置の不均衡の解消には至っていない状況も見られます。
- 今後は、「第3章 緑のまちづくりの方針と目標」において掲げた「目標水準」の達成に向け、既存公園等の配置状況や人口密度等を勘案するとともに、魅力的で持続可能な公園とするため、市民やNPO法人等が協働して活動する土壌があるかなどを考慮しながら、優先度合に応じた計画的な配置を検討します。
- また、配置に際しては、市街地内（用途地域内）を基本に、学校等公益施設の統廃合等に伴う公共用地を活用するなどの工夫を検討しながら、計画的な配置を検討します。

● 街区公園

- 本市では、現在26ヶ所、約4.8haの「街区公園」が整備され供用されています。
- 先の「目標水準」の達成に向けては、「街区公園」を基本に、身近な公園の不便地区などの現状を踏まえ、必要性の高い場所で、かつ、用地取得や整備後の管理について地元の熱意が高い場所等の条件も踏まえながら、計画的な配置を検討します。



街区公園（竹迫児童公園）

- なお、新たに配置する際は市街地内（用途地域内）に設置することを基本とし、都市計画の定めがない地域（金城町、弥栄町）については、必要性や事業効果など総合的な観点の下、配置の必要に応じて適宜検討します。

● 近隣公園

- 本市では、現在2ヶ所、約5haの「近隣公園」が整備され供用されています。
- 今後は、周辺に配置される「街区公園」の機能を補完しながら、市街地に生活する地域住民の憩いの場となる公園として、また、防災機能や身近なレクリエーション機能を備えた公園として、安全性の確保や施設の長寿命化などに向けた適切な維持管理を進めるとともに、機能の維持保全を進めます。



近隣公園（ゆうひ公園）

● 地区公園

- 本市では、現在2ヶ所、約17haの「地区公園」が整備され供用されています。
- 「地区公園」は、レクリエーション活動や地域交流拠点として地域の特色を生かした公園としての役割が求められるものであり、また、災害時の避難地等としての機能も期待されます。
- 今後は、安全性の確保や施設の長寿命化などに向けた適切な維持管理を進めるとともに、引き続き機能の維持保全を進めます。



地区公園（田の浦公園）

【推進施策】

□ 都市基幹公園の機能向上の推進

- 総合公園や運動公園といった「都市基幹公園」は、市民全般の憩いや散策、遊戯、運動など総合的な活動の場となる大規模な公園であり、都市計画的にも、市民の意識の上でも重要な公園です。

種類	種別	内容	浜田市の公園
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。	三隅公園
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。	東公園 三隅中央公園 旭公園

- 既存の「総合公園」については、市民の休息、鑑賞、遊戯などの多目的なレクリエーション活動の中心となる公園として、現在の利用状況や市民のニーズなどを踏まえながら適切な機能向上を行います。
- 既存の「運動公園」については、安全性の確保や施設の長寿命化などに向けた適切な維持管理を進めて行くとともに、必要に応じて魅力や利便性や機能向上などに関する再整備を行います。

- また、公園施設のバリアフリー化を進めるとともに、新たに公園を整備する際は、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが利用しやすい公園整備を推進するとともに、環境に配慮し、LEDなどの省エネルギー機器や太陽光・風力などの自家発電による機器の導入を積極的に検討します。



東公園（運動公園）



三隅公園（総合公園）



旭公園（運動公園）

【推進施策】

□ その他の公園の機能向上の推進

- 本市では、その他公園として「広域公園」が1ヶ所、約109haと、「特殊公園」が2ヶ所、約9haが供用されています。

種類	種別	内容	浜田市の公園
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。	石見海浜公園
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。	城山公園 長沢公園

- 「広域公園」である「石見海浜公園」は、「日本の快水浴場百選」にも選ばれており、海水浴場をはじめ、大規模な自由広場、展望台や世界オートキャンプ大会の会場となったオートキャンプ場など、本市のみならず広域的なレクリエーション活動の拠点として広く県民に親しまれています。今後は、島根県や近隣自治体とも連携しながら、安全性の確保や施設の長寿命化などに向けた適切な維持管理を進めるとともに、引き続き重要な広域的レクリエーション拠点として活用を図ります。



石見海浜公園（広域公園）

- 「特殊公園」である「城山公園」や「長沢公園」は、本市の文化遺産・史跡を今に伝えるとともに、その保護維持と歴史継承を担う公園として、市民の意識の上でも重要な公園です。今後は、都市の緑を豊かなものにするため、価値ある自然や歴史資源などそれぞれの特徴を活かしながら管理や魅力向上、活用に努めていきます。



城山公園（特殊公園）

【推進施策】

□ 都市公園施設の長寿命化の推進

- ・公園・緑地においても、建物や橋梁など他の社会資本と同様に、老朽化が進行しています。
- ・財政的な制約もある中、安全で快適な利用を確保する上で、公園施設の適切な維持補修、もしくは更新を計画的に実施していくことが求められています。
- ・今後は、引き続き公園施設の安全・安心を確保しつつ、効率的な維持補修や更新投資を行っていくため、「公園施設長寿命化計画」を策定し、計画に基づきながら、安全性や機能の確保及び施設のライフサイクルコストの縮減に取り組んでいきます。

【推進施策】

□ 都市公園の機能や配置の再編の検討

- ・本市の都市公園は、施設の老朽化が進んでいる箇所も多く、また、周辺住民数や年代構成も変化しています。また、公園の担うべき役割や市民ニーズも時代とともに移り変わりつつあります。
- ・公園は、本来、地域住民に利活用されながらその役割を果たす施設であることから、公園を取り巻く情勢の変化によって公園の機能や配置の見直しが必要です。
- ・今後は、公園施設の老朽化が進行している公園や利用が少なくなってしまった公園、ニーズとの乖離が大きい公園などを対象に、利用者層や利用者ニーズの変化、まちづくりの中で求められる対象公園の役割などを把握、整理した上で機能の見直しも行いながら、既存公園の有効活用を図ります。

【参考】 都市公園の機能や配置の再編のイメージ



（資料：国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 都市公園ストック再編事業 資料より）

【推進施策】

□ 都市公園の安全・安心対策の推進（東公園 再整備）

- ・ 東公園は、昭和 50 年の開設以降、規模的には小さいものの、JR 浜田駅にも近く交通の便が良く、市民のスポーツ振興の重要な役割を担う都市施設として利用されています。
- ・ しかし、近年、公園周辺における地盤沈下の進行や施設の老朽化を原因とする設備の破損、走行路の平坦性確保が困難な箇所が随所で確認されており、その対策費用が毎年高額な支出を要すなど、市全体の財政面にも影響を及ぼしています。また、対策補修期間中には利用者の制限を要すなど、市民の安全・安心なスポーツ環境を提供する上でも支障が大きくなりつつあります。
- ・ 今後は、引き続き市民の健全なスポーツ振興推進を支える緑の拠点として、運動公園施設の機能保全・向上対策による安全性の確保等、総合的な安全・安心対策事業を緊急かつ計画的に実施することで、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる環境を市民に提供します。
- ・ さらに、将来的には財政面も踏まえながら、市民のスポーツ振興環境のさらなる充実に向け、競技施設の移転や現有施設の利活用も視野に入れた望ましい整備・再編のあり方を引き続き検討します。



東公園 野球場



地盤沈下の進行や施設の老朽化を原因とする設備の破損（メインスタンド）



東公園 陸上競技場



階段の沈下（メインスタンド）
建物の不同沈下（メインスタンド）

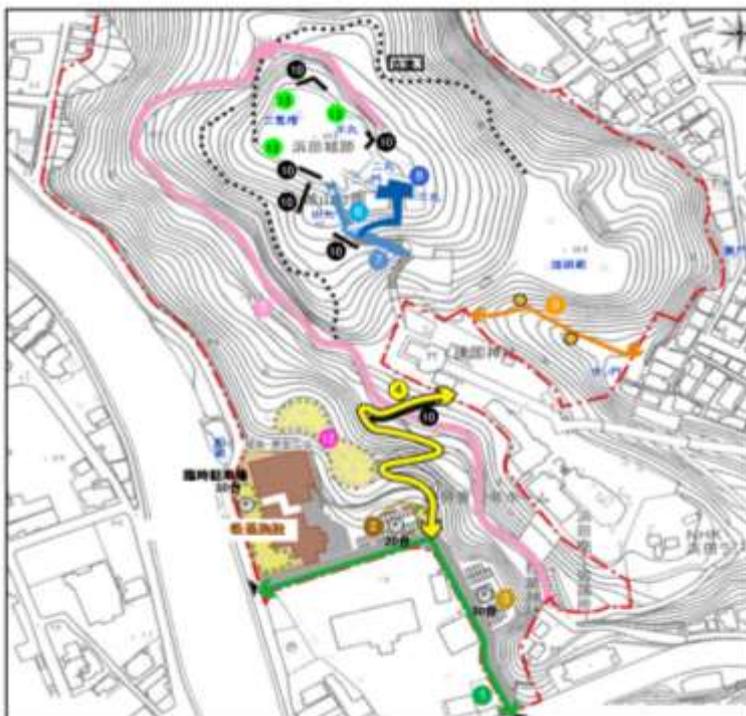
- ・ 公園周辺における地盤沈下の進行や施設の老朽化が進む中、市民の健全なスポーツ振興推進を支える緑の拠点として、運動公園施設の機能保全・向上対策による安全性の確保等、総合的な安全・安心対策事業を緊急かつ計画的に実施
- ・ 将来的には財政面も踏まえながら、望ましい整備・再編のあり方を引き続き検討

【推進施策】

□ 浜田の歴史・文化・自然的資源を保全・活用したシンボルとなる公園整備（城山公園 再整備）

- ・平成 31 年に迎える浜田開府 400 年を契機に、浜田城周辺を「歴史文化の保存と継承の場」、「学習・憩いの場」、「教育・観光・交流の拠点」として整備することにより、多くの市民や観光客に親しまれ、郷土を愛する心を育むエリアとしての再生を図ることとしています。
- ・また、このエリアは、市内に点在する歴史文化を中心とした地域資源と繋いで、新たな人の流れを生み出す拠点としてその役割が期待されています。
- ・そこで、本エリアの中核をなす「城山公園」を、地域のシンボルや本市の観光振興拠点となる歴史的・文化的・自然的資源を活用した都市公園として再整備し、歴史や文化、魅力的な桜などの多彩な資源や個性を活かしつつ、それらを保全・活用することで、市の魅力づくりとにぎわいづくりの拠点とします。

【参考】城山公園 整備方針（浜田城周辺整備検討会）



(1) 進入路・駐車場	
No.	施設名
①	進入路、交差点改良
②	駐車場 (29台)
③	駐車場 (30台)
④	園路(最初動線)
⑤	外周管理道

(2) 石垣、階段、園路等整備	
No.	施設名
①	石垣
②	階段
③	広場
④	園路(旧浜田県庁門・中ノ門見学動線)
⑤	安全柵
⑥	サイン(道標・案内・解説・道路標識)
⑦	植栽
⑧	眺望確保

□ 城山公園 整備方針（浜田城周辺整備基本方針(城山公園整備) 平成 28 年 8 月 より）

1. 本市や神楽を目当てに訪れる観光客・市民の利便性向上に向けて進入路・駐車場・園路等を整備する。
2. 城山の魅力向上に向けて石垣や石階段などを保全・修復するとともに、旧浜田県庁門・井戸等の活用を図る整備を行う。
3. 観光客・市民の安全で快適な利用に必要な、安全柵・サイン・トイレ等の整備、魅力向上のための植栽を行う。

【基本施策】

② 沿道緑化の推進

【推進施策】

□ 街路樹の保全・充実

- ▶ 市内の主要な幹線道路や都市計画道路を中心に、統一された樹種による一体性や連続性、テーマ性の創出などによる、個性的で魅力ある街路樹の整備に努めます。
- ▶ また、多くの市民を魅了する浜田川沿いの桜並木や旭 IC～旭温泉の桜並木、野坂集落の桜並木などの保全に努めます。



街路樹（国道9号）

- ▶ 街路樹の適切な維持管理と保全に向け、サポーター制度などの導入による、市民の緑に関する意見や愛着心の向上を図るとともに、必要に応じて「街路樹管理保全基準マニュアル」など、望ましい街路樹の維持保全のあり方を明確にするとともに、街路樹の維持管理を委託する事業者との協働による魅力ある街路樹の整備に努めます。

【推進施策】

□ 道路空間の緑化推進

- ▶ 本市の主要な道路である国道9号をはじめ、主要な幹線道路や都市計画道路を中心に、道路空間のイメージアップを図るため、街路樹や花などによる良好な道路景観の形成に努めます。
- ▶ 道路空間の緑化においては、土壌や植樹柵の改良などによる街路樹が大きく育つ環境の整備と、樹形や開花時期などに考慮した剪定方法、適切な樹種の選定による一年を通して緑が楽しめる道路空間の創出に努めます。



道路空間の緑化（国道9号）

【基本施策】

③ 公共公益施設緑化の推進

【推進施策】

□ 市有施設の緑化推進

- ・市役所や支所をはじめとする公共公益施設は、市民が日常的に訪れる場所、市民のまちづくり活動の拠点となる場所であり、都市緑化推進の先導的役割を担うものとして、積極的な緑化推進に努め、市民に対する緑化意識の高揚を図ります。
- ・緑化においては、敷地の外周などは、周辺の状況を踏まえて安全性に配慮した上で、市の木（桜）や市の花（ツツジ）、また地域や集落ごとに特色のある木や花を用いるなど、個性が感じられる植栽に努めます。
- ・幼稚園、保育園、小学校、中学校などは、児童や生徒との協働による手作りの花壇やプランター・花鉢などの設置に努め、緑化を推進し、地球温暖化対策の観点からも意識の高揚を図ります。
- ・各種公共施設の管理者や維持管理の委託事業者を対象として、講習会などを開催し、緑化や樹木・花に関する知識の普及、技術の向上を図ります。



天然芝生化（浜田市立長浜小学校）



市の花（ツツジ）と 市の木（桜）

【推進施策】

□ その他の公共公益施設の緑化推進

- ・本市の玄関口であるJR浜田駅の周辺、また、多くの人々が訪れる中心市街地は、緑のオープンスペースの確保や緑化の推進を図ります。
- ・市街地において、幹線道路の街路樹、河川（浜田川など）、都市公園などの公共施設の緑を結び、緑のネットワーク化を図ります。



緑のオープンスペース（浜田駅）

【基本施策】

④ 身近な水辺空間の緑化や活用

【推進施策】

□ 身近に自然とふれあい、うるおいとやすらぎを実感できる水辺空間づくり

- ▶ まちなかの貴重な水と緑の資産である浜田川、周布川、三隅川、下府川などの下流部について、植栽や施設の管理を適切に進めます。
- ▶ また、まちなかの回遊性向上や魅力向上に向けた再整備を実施し、身近に自然とふれあい、うるおいとやすらぎを実感できる空間づくりを推進します。
- ▶ 先の河川や、日本海沿岸の海辺などの豊かな水環境を生かし、自然の生態系や景観に配慮しながら、市民が身近に憩い親しむことのできる良好な水辺空間づくりを進めます。
- ▶ 河川管理者が定める治水・利水計画との整合に配慮しながら、市民の身近な憩いの場として、あるいは水辺のレクリエーション空間等として水辺と周辺の緑を保全し、活用していきます。



浜田川の桜



浜田川と亀山

- ▶ 中でも、浜田川においては、自然・歴史・文化が一体となってまちの回遊性向上や魅力づくりを図っているよう、本来の自然環境の保全・維持、再生や良好な水辺空間の形成などを進めるための「河川浄化事業」に向け河川管理者である県と協働により取り組みます。
- ▶ その他まちなかの貴重な水と緑の資産である水路や湖沼、池などは、自然観察や散策など、生活に潤いを与える場となっています。したがって、緑化の推進とあわせて水質の改善にも努め、水辺環境の質の向上を図ります。

□ 基本方針 3

3. 身近な緑をふやす・育てる【緑化の推進・協働】

【基本施策】

① 協働による緑化活動の展開

【推進施策】

□ 緑化に関する市民活動の支援・充実

- ▶ 花壇コンクールや商業店舗、事業者などの緑化コンクールの開催などを企画し、市民自らの手による実践活動を通じた緑化意識の高揚を図ります。
- ▶ 民有地を美しく管理している人や地域の花壇を丁寧に維持管理する団体を表彰し、モチベーションアップにつながるような、表彰制度を国、県と協働しながら検討します。
- ▶ 花壇づくりや草花・樹木の管理、腐葉土づくり、環境・ボランティアコーディネーターなどについて学んだ人や団体を地域の緑化活動リーダーに認定するなど人材育成に努めます。
- ▶ 緑に関するイベントや活動情報を広報誌、ホームページなどへ掲載し、また、パンフレットの作成などによる市民への緑化知識や技術の向上、情報提供の充実に努めます。



緑化に関する市民活動の例
(国府地区国道県道改善促進期成同盟会)
※平成 25 年「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰受賞

【推進施策】

□ 協働による緑化活動の支援体制づくり

- ▶ 「わたしは、まちの園芸家！」事業など、現に行われている地域主体の緑化活動を支援するとともに、新たなボランティア活動などを推進しながら、市民主体による緑化活動に対する技術的・財政的支援を行い、市民と行政が一体となって緑化推進に努めます。
- ▶ 景観法に基づく景観計画や景観条例、関連する法制度を活用しながら、魅力と潤いのある本市の緑豊かな潤いある環境創出に向けて総合的に取り組みます。



「わたしは、まちの園芸家！」事業による
緑化の例

【浜田市「わたしは、まちの園芸家！」事業の概要】

□ 沿道の植樹樹を市民に開放し、個性豊かな"マイガーデン"を製作

- ▶ 市では、「大学を核としたまちづくり」を推進しており、その取り組みの一つとして、大学通り沿いの歩道に設置した**植樹樹（植樹の幹周りの部分）を市民の皆さんに開放し、個性豊かなマイガーデンの製作に取り組んでもらう**「わたしは、まちの園芸家！」事業を行っています。
- ▶ **植樹樹は、ボランティアで管理**してもらっており、複数の植樹樹を個人・地域またはグループなどで管理している場合もあります。



□ 事業概要

- ▶ 植樹樹の区画は、1.5m×1.2m
- ▶ 植える草花の種類や管理方法など、一切の管理は参加者が実施。
- ▶ 植樹樹の管理に係る費用は、参加者が負担

【地域住民、地元企業及び道路管理者の協力による美化・緑化の取り組み例】

□ ボランティア・サポート・プログラム（ボランティア・ロード）

- ▶ 地域住民や企業の皆さんに道路の美化活動に参加していただき、道路管理者及び市町村と協力して道路の清掃活動等を実施します。
- ▶ 地域の共有空間である道路への愛着心を深めるとともに、道路利用者のマナー向上の啓発を目的としています。中国地方整備局では、通称『ボランティア・ロード』と呼んでいます。



【浜田国道維持出張所管内における協定団体】

- ▶ 平成 26 年 10 月 1 日現在、浜田河川国道事務所浜田国道維持出張所管内では、浜田市内 1 2 団体・江津市内 3 団体の計 1 5 団体が活動しています。
- ▶ 各団体の主な活動内容としては、美化清掃・除草作業、花苗の植え付けなどを実施しています。

（資料：国土交通省中国地方整備局 浜田河川国道事務所）

【基本施策】

② 民有地の緑化推進

【推進施策】

□ やすらぎやうおいを与える市民の主体的緑化の推進

- ▶ 住宅地や市街地の緑は、地域住民の最も身近にある緑として心にやすらぎやうおいを与えるとともに、まち全体の緑豊かな景観形成やグレードアップに繋がる要素であるため、市民の主体的な活動のもと緑化の推進に努めます。

● 住宅地・市街地の緑化推進

- ▶ 『浜田市緑と花の沿道推進事業』に引き続き取組むとともに、市民との連携を強化し、緑豊かな環境づくりを推進し、やすらぎと潤いがある自然と共生する快適な生活環境づくりや、魅力ある都市空間の広がるまちづくりを目指します。



- ▶ 市街地の緑化を進めていくために、空地や未利用地などを市民が緑化活動を行う場として活用できるよう検討・調整を進めます。



住宅地の緑化の事例（浜田市野原町）

- ▶ 一定規模以上の建築物については、景観法に基づく景観計画や景観条例、関連する法制度を活用しながら、屋上緑化等を促進するとともに、必要となる助成制度なども検討します。

- ▶ 住宅地・集落地域全体については、空き地やまちかどを活用したポケットパークの整備や花壇づくりなどを行い、市民主体のもとで適切な維持管理に努めます。

- ▶ その他、都市計画制度との連携により必要に応じて地区計画制度や緑地協定の活用など、地域住民の主体的なルールによる緑化推進策を検討します。

【推進施策】

□ 地域特性に応じた身近な緑の確保に向けたルールづくりの促進

- ▶ 工業地や大規模施設などの緑は、騒音や環境汚染などの環境負荷の低減、地域環境の向上、労働者にやすらぎや潤いを与えるなどの効果が期待されるため、積極的に緑化推進に努めます。



工業地の緑化の事例

● 工業地・大規模施設などの緑化指導の推進

- ▶ 工場立地法及び企業立地促進法に基づくものは、各々に定められた緑地率の確保を誘導します。また、その他の工場についても、可能な限り緑化を誘導します。
- ▶ 大規模施設などについては、景観法に基づく景観計画や景観条例、関連する法制度を活用しながら、例えば高木による敷地周囲の植栽、駐車場や敷地の緑化・芝生化など、施設敷地における総合的な緑化推進を図り、緑豊かな景観の形成に向けた指導・誘導を進めます。
- ▶ 良好な市街地景観を維持していくためには、自治区単位（地区レベル）での建物の用途や建て方などに応じた緑化についてのルールづくりが必要です。そこで、地区レベルでの良好な緑豊かなまちづくりへの市民発意、取り組みを支援し、必要に応じ緑化地域制度や緑地協定などの活用により、事業者などの自主的な緑化の意志を尊重し、地域特性に応じた身近な緑の確保に向けたルールづくりの促進に努めます。

【法令制度の例】

□ 緑化地域制度

- ▶ 緑化地域制度は都市緑地法に基づく制度。緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づけることができる制度です。



- ▶ 緑化地域の指定要件は、「用途地域が指定されている区域内」で「良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域」。
- ▶ 対象となるのは敷地面積が原則 1,000 m²以上の建築物の新築又は増築で、その緑化率に対して「敷地面積の 25%」といった最低限度を設けることができます。
- ▶ なお、緑化地域は、都市計画法における地域地区として市町村が計画決定を行い、決定された地域においては建築確認の要件となります。

【基本施策】

③ 緑の維持管理のしくみづくり

【推進施策】

□ 多様な主体の協働による緑の維持管理

・ 緑豊かな潤いあるまちの環境を継続的に維持し充実していくためには、行政だけでなく、市民や企業、NPOなどの多様な団体がそれぞれの役割分担を踏まえつつ、協働して取り組むことが重要です。

・ このため、緑の多様な機能が発揮されるよう、市民と企業、団体と行政の協働による公園の樹木や街路樹等の手入れ、清掃、森林・田園環境の維持保全など、適切な維持管理に取り組みます。



清掃活動（島根県立大学環境倶楽部「しまえっこ」）
※平成25年度県民いきいき活動奨励賞受賞

・ 特に、身近な公園や生活道路の街路樹など、身近な生活環境を支える緑は、市民に対する意識啓発を促しながら、地域主体による維持管理体制づくりを進めます。

・ 河川や用水路、港等の身近な生活空間における草刈り、ゴミや落ち葉の清掃など、地域住民による環境美化活動を推進します。

・ 河川や海岸、山間などにおけるゴミや産業廃棄物などの不法投棄に対しては、地域や企業等の協力を得ながら、管理・監視体制の強化を図ります。

【推進施策】

□ 緑化推進団体の支援・育成

・ 「浜田市アダプトプログラム」による取組みを、引き続き支援・育成しつつ、市民ボランティア団体や各自治区等を母体とし、緑化交流行事等の事業を進めながら、市民主体での組織化や拡大、充実を図っていきます。



「浜田市アダプトプログラム」による取組み
（駅北を花で飾ろう会）

・ 緑の保全・育成に向け、幅広い年代の参画を図り、国や県と連携しながら、緑化に係わる講習会や広報等を通じて、緑化に関する知識や技術の向上、情報交換等を充実していきます。

【推進施策】

□ 緑化に関わる多様な人材の育成

- ▶ 緑に関わるボランティアや緑化に関わる知識や技術を持った人材を発掘するとともに、それらの人を登録する制度を創設し、市民などの要望に応じて活躍する機会を提供することにより、緑化に関わる多様な人材の活用を図ります。
- ▶ 市民の緑化を推進するため、意欲ある市民や学生等の若者を対象に研修会などを開催するなど、緑化活動のリーダーやコーディネーターを育成するとともに、専門的な緑化の知識や技術を伝える人材の育成に努めます。



自然教育活動（西中国山地民具を守る会）
※平成25年度県民いきいき活動奨励賞受賞

【推進施策】

□ 民間との効果的な連携による公園マネジメントの強化

- ▶ 国土交通省では、平成28年5月に「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方」についてとりまとめました。
- ▶ そこでは、人口減少・少子高齢化社会における緑とオープンスペースの再編や利活用のあり方、まちの活力と個性を支える都市公園の運営のあり方等についての方向性が示されました。
- ▶ これを受け、これからの本市における公園等の管理運営においても、利用者の多様なニーズへの対応や、提供サービスの充実、効率的な運営などを目的に、公共施設の管理に民間事業者等の参入を可能とする指定管理者制度の導入等、民間との効果的な連携のための仕組みを検討し、公園マネジメントの強化等に取り組みます。

□ 「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方」（概要）（国土交通省：平成28年5月）

